

**「京都動物愛護センターボランティアスタッフコーディネート事業」業務委託
に係る公募型プロポーザル参加者募集要項**

1 目的

この要項は、「京都動物愛護センターボランティアスタッフコーディネート事業」に係る業務を委託する者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 委託事業の概要

(1) 名称

京都動物愛護センターボランティアスタッフコーディネート事業

(2) 業務内容

別紙「『京都動物愛護センターボランティアスタッフコーディネート事業』業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 業務履行場所

京都動物愛護センター（京都市南区上鳥羽仏現寺町11番地）

(5) 委託金額の上限

3,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 参加者の要件

本プロポーザルへの参加者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とします。

- (1) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 団体の代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は198条に違反する疑いがあるとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (3) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 団体が京都市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団ではなく、また、団体の代表者、役員又はその使用人が同条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないことのほか、市有財産の使用者としてふさわしくない者でないこと。
- (5) 団体又はその代表者が次に掲げるものを滞納していないこと。
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税
 - ウ 本市の市税、水道料金及び下水道使用料
- (6) 本業務と同種又は類似の事業を実施した実績があること。

4 参加手続

(1) スケジュール

内 容	日 程
募集要項配布開始	令和8年1月29日（木）
質問の受付	令和8年1月29日（木）～令和8年2月4日（水）
質問に対する回答	令和8年2月6日（金）
企画提案書等の提出	令和8年2月10日（火）～令和8年2月18日（水）
選定委員会	令和8年2月26日（木）
受託者の決定	令和8年2月26日（木）
契約締結	令和8年4月1日（水）
委託業務開始	令和8年4月1日（水）

※ 本市の都合により、スケジュールを変更することがあります。

※ 選定委員会の詳細（時間等）は、企画提案書等の提出期間終了後、速やかに参加者へ通知します。

(2) 募集要項の配布

京都動物愛護センターで配布するとともに、京都市情報館（ホームページ）に掲載します。

(3) 質問の受付及び回答

- ア 募集要項に関する質問がある場合は、質問の受付期間に郵送、FAX 又は電子メールで提出してください（電話及び口頭による質問にはお答えできません。様式任意）。
イ 質問及びその回答は、質問者を特定できる情報を削除したうえで、京都市情報館（ホームページ）に掲載します。

(4) 企画提案書等の受付

- ア 企画提案書等の提出期間に、持参又は郵送により提出してください。

※ 持参の場合は、同センター開所時間に受け付けます。郵送の場合は、令和8年2月18日（水）午後5時までに必着のこと。

- イ 提出書類（正本1部 写し5部 合計6部）

- (ア) 「京都動物愛護センターボランティアスタッフコーディネート事業」業務委託に係る公募型プロポーザル参加申込書（様式1）
(イ) 誓約書（様式2）
(ウ) 団体の概要（様式任意、パンフレット等でも可）
(エ) 本業務と同種又は類似事業の実施実績（様式任意）
(オ) 見積書（様式任意、経費内訳のわかるもの）
(カ) 企画提案書（様式任意。実施方針（アピールポイント等）、実施体制（人数、役割等）及び具体的な企画内容を記載するとともに、工程計画表を添付してください。）

5 選定等

(1) 選定方法

提出書類の内容及び参加者によるプレゼンテーションをもとに、本市が設置する選定委員会において下記の評価基準に基づき審査を行い、最も高い評価を得た者を受託候補者として選定します。

(2) 選定委員会

企画提案について説明するため、参加者は選定委員会に出席してください。

ア 開催場所

京都動物愛護センター

イ プrezentation

(ア) 企画提案内容についての説明（20分以内）及び質疑応答（10分程度）

(イ) 説明に用いる資料は、事前に提出された企画提案書等とします。

(ウ) 映写を伴うプレゼンテーションを行う場合はパソコン及びプロジェクターを持参してください。

(3) 評価基準

ア 企画提案（計105点）

評価項目	配点
仕様書等の内容を正しく理解し、動物愛護行政の推進方針に沿った提案内容になっているか。	30点
講座及び研修の内容及びスケジュールは、ボランティアスタッフ等に必要な知識や技術を習得させるものになっているか。	30点
マネジメント及びチーム活動の支援は、ボランティアスタッフの意欲を向上させ、円滑な活動を実施できるものになっているか。	30点
提案内容が履行期間内に実現可能で、かつ具体性を備えているか。	15点

イ 実施体制（15点）

評価項目	配点
業務の遂行に必要となる専門的知識を有した人員が充分に確保されているか。	15点

ウ 類似事業等の実績（30点）

評価項目	配点
本業務と同種又は類似事業の実施実績があり、その実績を具体的に反映させた提案内容になっているか。	30点

エ 受託希望額（10点）

評価項目	配点
見積書に記載された金額に基づき評価する。	10点

オ その他（5点）

評価項目	配点
京都市の区域内に本店又は主たる事務所を有するか。	5点

(4) 結果通知

選定結果は、書面により参加者全員に通知します。

なお、受託候補者の選定が終了した後、受託候補者の名称と、本プロポーザルに参加した全事業者の名称及び評価点（失格となった事業者を除く）を本市ホームページにおいて公表します。

6 留意事項

- (1) 提案は、1参加者につき1件に限ります。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 提出された書類に記載の内容は、京都市情報公開条例及び京都市個人情報保護条例により非公開とすべき箇所を除き、公開することがあります。
- (4) 提出期限後、提出された書類の内容を変更することはできません。また、参加者から提出された書類に不足、不備等が判明した場合でも、本市が補足、修正等の必要性を連絡することはありません。
- (5) ④(4)記載の書類のほか、必要に応じて書類の提出を求めることがあります。
- (6) 本市が必要と認める場合、申請書類等の提出後に、参加者に対してヒアリングを実施することがあります。
- (7) プロポーザル参加に要する費用は、参加者の負担とします。
- (8) 提出書類の著作権は、参加者に帰属します。ただし、本市は、受託候補者決定の公示等必要に応じて、提出書類の内容を無償で使用することができます。
- (9) 本市が提供する資料は、本プロポーザル参加以外の目的で使用することを禁じます。また、この目的の範囲内であっても、本市の了解を得ることなく、第三者に使用させ、又は内容を掲示することを禁じます。
- (10) 次の要件に該当する場合は、失格とします。
 - ア 提出書類に不足のあったとき
 - イ 提出書類に虚偽の記載があることが判明したとき
 - ウ プrezentezationに参加しなかったとき、又は、指定の時間に30分以上遅刻したとき
 - エ 選定審査の公平性に影響を与える行為を行ったと認められるとき
 - オ その他不正行為があったと認められるとき

7 契約の締結

- (1) 選定委員会が選定した受託候補者と本市が協議し、委託契約に係る仕様書を決定したうえで契約を締結します。仕様書の内容は本市が作成した「京都動物愛護センターボランティアスタッフコーディネート事業業務委託仕様書」を基本として、受託候補者からの提案を加味したうえで、決定します。
- (2) 契約金額は原則として、受託候補者から提出のあった見積金額とします。

8 その他

次の場合には、受託候補者の選定を取り消します。

- (1) 受託候補者の選定から委託業務開始までの間に、受託候補者の資金事情の変化等により、当該業務の履行が困難であると本市が判断したとき
- (2) 社会的信用を著しく損なうなどにより受託候補者としてふさわしくないと本市が判断したとき
- (3) 受託候補者が前記3に記載の「参加者の要件」を失ったとき
- (4) 受託候補者が契約締結に係る手続を取らなかったとき

9 予算不成立の場合の無効

本件調達に係る予算が成立しないときは、この事業は無効とします。この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る経費が既に発生していても、その費用を京都市に請求することはできません。

10 問い合わせ・書類提出先

京都市保健福祉局動物愛護センター (担当：藤井、野波)

〒601-8103 京都市南区上鳥羽仏現寺町11番地

電話：075-671-0336 FAX：075-671-0338

Eメール：kateidoubutsu@city.kyoto.lg.jp

開所時間：午前9時～午後5時 休所日：木曜(祝日の場合は翌平日)、年末年始